

報道関係者各位

令和7年10月31日
山梨県 県土整備部 道路管理課
課長 金子 英人
電話 055-223-1695(内線 7250)

大雪を想定した道路啓開訓練を実施します

～ 災害対策基本法に基づく災害対応や道路啓開に向けた実動訓練 ～

平成26年に災害対策基本法が改正され、大規模災害時等において緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両等の対策強化が図られることとなりました。

山梨県では、降雪時のスタック車両等により緊急車両の通行障害が発生した場合を想定した、道路啓開訓練を実施します。

○ 訓練日時

- ・ 令和7年11月10日（月） 14時00分～16時00分
〔雨天等により中止する場合の予備日（代替日）
令和7年11月17日（月） 14時00分～16時00分〕

○ 場所

- ・ 甲州市民文化会館駐車場（甲州市塩山上塩後240）【別紙1】

○ 参加機関

山梨県峡東建設事務所、日下部警察署、（一社）塩山建設業協会、（一社）山梨県測量設計業協会
(一社)日本自動車連盟山梨支部、甲州市、山梨市

○ 訓練項目

- ・ 除雪作業のための通行止実施訓練
異常降雪による通行止を想定した関係機関との連絡調整、通行止作業訓練
- ・ ドローンによる情報収集訓練
ドローンを用いた道路状況調査訓練
- ・ 道路管理者による道路啓開区間の指定及び車両移動訓練
災害対策基本法による区間指定の情報伝達訓練、大雪による放置車両の移動訓練
- ・ 交通管理者による道路啓開区間の指定及び車両移動訓練
災害対策基本法による区間指定の情報伝達訓練、大雪による放置車両の移動訓練

○ 取材について

下記URLより11月5日（水）17時までに事前に申し込みをお願いします。

<https://forms.office.com/r/seM5xem06T>



○ 添付資料

- ・ 【別紙1】（訓練会場案内）

○ 雨天中止時は事前に取材申込いただいた報道機関へ直接ご連絡します。

※「道路啓開」とは、緊急通行車両等の通行のため、緊急車両のみでも通れるように、ガレキや放置車両等の除去など、早急に最低限の処理を行い、救援ルートを確保することをいう。

【問い合わせ先】

県土整備部 道路管理課

道路管理監 加藤 電話 055-223-1698

峡東建設事務所 道路課

課長 在原 電話 0553-20-2714

【別紙1】(訓練会場案内)

